

**建築物の解体・改修等における
石綿ばく露防止対策等検討会報告書
(抄)**

令和2年4月14日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

2 検討結果

(1) 解体・改修工事開始前の調査

エ 事前調査を行う者の要件の新設

- ③ 工作物及び船舶の事前調査についても、その適切な実施を確保するため、調査を実施する者に一定の知識等を付与するための仕組みや、付与すべき知識の内容等については、さらに検討を深める必要があるため、以下の点に留意しつつ、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して検討を進めること。
- a 建築物に関する事前調査に必要な知識等と共通する内容の有無
 - b 工作物について、多種多様なものがある中で、必要な知識等に共通点の多いものをグループ化して取り扱うことの可否
 - c 船舶について、過去に船舶における石綿対策について整理されたマニュアル等の活用の可否及びシップ・リサイクル法に基づく有害物一覧表の作成に携わる者に必要な知識等を付与する研修等の活用の可否

(2) 解体・改修工事開始前の届出

イ 解体・改修工事に係る届出制度の新設

- ⑤ 船舶については、届出の対象とするべき石綿含有材料が使用されている可能性が高いと考えられる箇所が特定可能かという点も含め、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して石綿等の使用実態の把握及び届出対象についての検討を進めること。この際、工作物と同様に、石綿が使用されていないことが明らかな平成 18 年 9 月以降に日本国内で着工された船舶又は平成 18 年 9 月以降に輸入され日本籍となった船舶については、定期修理等の度に着工年月日等の届出を繰り返し求めるのは、合理的ではないため、制度改正後の初回の定期修理等時に着工年月日等の届出を求め、その後の定期修理等時は届出不要と整理することを前提とすること。